

Title	<書評> 丸橋充拓著 『唐代北邊財政の研究』
Author(s)	高瀬, 奈津子
Citation	東洋史研究 (2008), 66(4): 602-609
Issue Date	2008-03
URL	https://doi.org/10.14989/141871
Right	
Type	Journal Article
Textversion	publisher

書評

丸橋充拓著

唐代北邊財政の研究

高瀬 奈津子

本書は、唐代後半期に軍事的前線地帯となった「北邊」、すなわち關内道および河東道の北中部を主な分析対象とし、軍糧の調達・分配過程、實務を擔った度支の組織編成、輸送業務といった財政運営の面から、どのような防衛體制が構築されていたかを解明したものである。唐朝は玄宗期に府兵制から募兵制に轉換したときから、膨大な軍隊を扶養しつつ、財政を圓滑に運営することに腐心しなければならなくなった。その結果、兩税法・鹽や茶の專賣・漕運などの諸制度と、それらを擔當する財政使職を生み出したのである。本書が考察の対象としている北邊は、唐朝が扶養しなければならぬ數十萬もの部隊が駐屯していた地域であり、従來の財政史研究では、屯田や和糴制度を除き、ほとんど本格的な研究がなされてこなかった地域でもある。しかし、著者は一貫して北邊の軍糧政策に焦點を當て続けたことよって、唐後半期の財政運営について獨自の見通しを提示することに成功している。

なお、評者はすでに別のところで本書の紹介を行っているが、⁽¹⁾ここではあらためて内容を簡単に紹介した上で、本書の特色や意義などについて述べていきたい。

まず本書の構成を示すと以下の通りである。

序章

第一部 軍糧の調達と分配

第一章 軍糧政策

第二章 關中和糴政策と兩税法

第二部 北邊防衛の組織體制

第三章 北邊における度支系諸司の整備

第四章 度支・宦官・朔方軍

第三部 輸送體制とその評價

第五章 軍糧輸送と「財政的物流」

結語

二

各章の内容を評者なりにまとめていけば、以下のようなになる。序章では、著者の問題意識や本書の研究視角が提示される。すなわち、本書が考察の対象としている北邊地域には數十萬もの部隊が駐屯していたが、それを支えるために江淮から漕運による補給が盛んに行われた。そのため、従來の研究では「江淮に對する華北の經濟的依存」という圖式が強調されてきた。しかし、著者は「かりそめにも王朝の據點を置く地域が、ただひたすら豊穰な他地域に寄りかかってしまうというような事態は果たしてあり得

るのだろうか」(二頁)と疑問を呈し、ここから、「唐代後半の北邊において軍隊の扶養體制がいかに組織されてきたのかを説明すること」(五頁)をテーマに選擇したという。そして、本書のテーマに關連する財政史研究に對して、一九八〇年代までは賦役制度史の研究が中心であったが、一九八〇年代後半から財政の調達から分配までの過程をトータルにとらえようとする研究があらわれたとする。なかでも、中國史研究會の宮澤知之氏や足立啓二氏は、專制國家が經濟的中心地から軍事的要地へ南北に貫く財貨の巨大な物流を組織したと述べ、これによって編成された物流を「財政的物流」ないし「國家的物流」と名づけ、これが專制國家の社會統合に寄與していたと主張した。著者は本書を兩氏の研究の延長線上に位置づけている。ただ、財政史研究は依然として個別の制度面での説明が主であり、諸制度が結びついて全體的にどのように動いていたのかという研究は手薄であると批判する。また、財政史も軍事史も共通して「邊境—王都」間を結ぶ研究は空白であったと指摘する。本書はかかる問題關心から、「唐代後半の「邊境—王都」間に着目して實證研究を積み重ね、今日までに説明されている唐代前半と北宋以降の間に補助線を引くこと」(九頁)を課題とするとされる。

第一章「軍糧政策」では、北邊地域への軍糧の調達と支出、分配について考察し、北邊における軍糧の流れを説明する。はじめに軍糧の調達手段を大きく現地自給と中央からの補給の二つに分け、現地自給として租・地稅・兩稅斛斗、屯田、就軍和糴、中央からの補給には京兆府と代北における和糴と上供、折糴が挙げられ、それぞれが相互に補完し合いながら、北邊への軍糧をまかな

っていたことを明らかにした。すなわち、まず現地における租・地稅・兩稅と屯田で軍糧の相當量を確保し、豊作に恵まれた場合には就軍和糴を行って備蓄を圖る。しかし租・地稅・兩稅には課戸の把握、屯田には前線地帯における勞働力の供給という問題があったため、不足する分を中央からの補給に頼らざるを得ない。中央からの補給のうち、和糴は相對的に經費がかからないものの、擔當官らの不正などの弊害が付きまとい、上供も安定供給が可能であるが、漕運費が莫大であった。また折糴は徵收量に制限があった。このようにどの補給手段にも一長一短があるため、これらを相互に補完していたと述べる。

次に分配であるが、調達源ごとに分配を擔當する官署と供給先との對應關係を分析する。まず、現地自給では、兩稅斛斗は節度使や刺史の指揮のもとで道州兵にもたらされ、屯田のうち、代北屯田は度支に直屬する代北水運使のもとで道州兵に支給され、禁軍所轄の屯田では禁軍が獨自に運営し、就軍和糴は度支の出先機關である巡院が各地方官と協力しながら、いずれの兵員にも支給されていた。一方、中央から前線へ補給される軍糧であるが、中央での取りまとめは度支の統轄のもと、和糴・折糴は擔當の州府によって、上供は轉運使によって届けられ、そこから先の輸送は受け取る側の邊境各道が擔當していたという。以上から北邊への軍糧の全體的な流れをまとめてみると、北邊での兩稅斛斗や屯田により現地で自給し、足りない分を關中地域での和糴・折糴で補給する、それによる不足分を江淮からの上供で補うという流れが浮かび上がる。著者はそれを「玉突き型」の構造とし、こと軍糧に關しては江淮への依存度はさほど高くなくことを最後にあらた

めて強調する。

第二章「關中和羅政策と兩税法」は、北邊への軍糧調達手段のうち、「中央からの補給」の一つである關中地域の和羅政策を取り上げ、唐朝財政の收支との關わりから、和羅政策の意義を考察している。はじめに、唐代後半期の關中における和羅關連の記事を調べた上で、關中では實施記事のない「空白時期」にも和羅が實施されていたと推測する。特に、建前上は豐作の時に限定して實施されるべき和羅が、京兆府と代北では毎年實施されていたとされ、その「經常性」こそが、關中和羅政策と物價の調整を目的とする常平との最も異なる點であると述べる。開元二五年（七三七）以降の關中における和羅政策では、收羅額がその年の豐凶に左右されつつも毎年の財政計畫にもりこまれ、當該年の一般經費に支出されるようになったところに獨自性があると評價する。

和羅が經常的に實施されるためには、穀物を確保するための羅本の供給と餘剩穀物の流通という、二つの要件が満たされなければならぬ。そこで著者は、羅本から和羅政策の展開を、庸調物と税錢によつて經常的に支出された玄宗時代、次いで羅本が得られずに模索が續いた肅宗から徳宗の建中・興元年間までの時期、戸部別庫錢という財源が確保できた貞元以降、という三つの時期に分ける。そして、關中和羅政策を再び軌道に乗せる上で大きな役割を果たした、貞元四年（七八八）二月の宰相李泌による戸部別庫錢施行のいきさつを論じる。著者はその創設の動機として、當時の折羅採用という兩税法の改變に伴う銅錢收入の縮小を指摘し、戸部別庫錢が、羅本と俸料錢の不足という二つの問題を一舉に解決する切り札として登場したとする。次に餘剩穀物の流通に

ついては、この餘剩穀物が兩税錢を得るために農民が賣り拂った穀物であることを確認する。さらにここから著者は、關中和羅政策が、兩税法という直接税體系の變化に對應して唐朝が徵税以外に食料を調達する便法として創設したものと位置づける。第一章の軍糧政策の場合と同じく、ここでも唐朝が兩税法と和羅、戸部錢を補完させながら、財政運営をしていた構圖が浮かび上がるのである。

第三章「北邊における度支系諸司の整備」では、北邊地域における穀物の現地自給體制を動かす度支管下の財政諸司の整備過程を明らかにする。安史の亂前において北邊全域の物資供給を扱う官職として最初に朔方道水陸運使が置かれ、開元二五年（七三七）前後に六城水運使が設けられ、北邊での漕運業務を擔つていた。だが、安史の亂の勃發により六城水運使はその實質を失い、代わりに設けられたのが糧料使であった。糧料使は度支から支給される物資の配分を擔當したが、それでも度支と糧料使に統屬關係はなかった。

度支の組織網が本格的に整備されたのは、吐蕃の侵入が再び激化した貞元以降とされる。まず度支の地方出先機關として度支巡院が、和羅實施のための豫備調査、和羅穀物の授受、和羅實施の際に起こる不正監察と、和羅業務の全過程をあつかった。つづいて貞元一〇年（七九四）頃に代北水運使が雁門に置かれ、河東で和羅した穀物の黃河流域各地への運搬を擔當した。これら以外にも、以前からの供軍使（糧料使の異稱）も存続し、ほかにも和羅使・營田使といった度支系諸司も置かれ、北邊への物資供給には五つの官職が並立していたが、長慶初めまでには度支巡院・代北

水運使・供軍使の三官に再編成された。それにしても、三つの官職が職掌區分の不明のまま重複して並立していたわけだが、その理由として著者は政治的要因を擧げる。すなわち、職掌分擔による住み分けがあったというよりも、諸司の關係を明確にしないまま既成事實として解決が先送りされた状態と理解すべき、と述べる。その後、和羅業務が戸部へ移されると、中央では戸部和羅巡官が和羅を統括し、地方では一部の巡院が戸部へ移された。しかし、大中年間を境に地方官によって北邊財務諸司が兼任されるようになり、北邊の財務運営が次第に中央の統制から離れていき、最終的には沙陀族の割據によって北邊財政運営も崩壊した。最後に著者は、度支系諸司のうち代北水運使が宋代の各路轉運使に、糧料使が宋代の隨軍轉運使に繼承されたとし、唐代後半期の行政組織が北宋以後へとつながっていくことを説く。

以上の第一章から第三章までは、唐代後半期の北邊における軍糧補給政策と度支系諸司の整備過程を分析し、その地域を統括する度支による地方財務運営の状況が制度史的に説明されてきた。これに對して、次の第四章「度支・宦官・朔方軍」は、安史の亂以降の北邊財政が貞元年間に再び確立されていく過程を當時の政治動向と關連づけて論じた、政治史的な内容の論考である。唐朝は朔方軍をなんとか解體させ、その軍事力を弱體化させたものの、吐蕃の侵入激化により北邊防衛の再強化に取り組まざるを得なくなった。財政面では、北邊の軍糧政策について貞元二年（七八六）秋から二年餘りの間に改革が行われたが、この時の改革の立役者が韓滉と李泌であり、韓滉とそのグループが漕運復興と折羅創設を、李泌が戸部錢設置による京兆府和羅の確立と屯田の復興

を進めた。彼らを始め貞元前期の爲政者たちは、北邊諸道に對して現状容認の態度をとり、黨派に關わらず北邊の實情を踏まえて復興政策を實施したと述べる。

復興政策をふまえて、貞元後期から元和前期にかけて度支と宦官による北邊防衛體制が整備されるが、ここでは宦官の動向を中心に論が展開される。宦官が率いる神策外鎮は、独自の組織系統を持つて各道の區域内に入り込む形で配置されていた。特に北邊各道への有効な統制手段として、著者は人事權を擧げる。こうした人事權を用いた影響力の行使は度支に對しても向けられ、それに伴う兩者の對立も見られるが、北邊財政に關しては、長慶年間以降になると大きな衝突はなくなり、次第に相補的な關係が築かれていくようになったという。

最後の第五章「軍糧輸送と『財政的物流』」は、北邊への輸送業務がどのように行われていたかを論じ、長安・太原では經常和羅が行われ、商人による市場的流通との連携が模索されていたが、そこから先の北邊への輸送過程では官運が維持され、市場的流通は北邊の軍隊扶養にほとんど關與していなかったことを確認したが、唐後半期の長安周邊および北邊については、どちらも財政主導のもとで主穀が供給される財政的物流が展開されており、市場的流通と財政的物流との連携が「長安―北邊」の間ではまだ行われていなかったと述べる。

結語については、第一章から第五章の内容を簡潔にまとめたものであり、ここでは割愛させていただく。

三

本書は、安史の亂後の北邊防衛體制について、軍糧の調達・分配過程、實務を擔った度支の組織編成、輸送業務といった財政運営の面から跡付けた勞作である。全體を通してうかがえることは、募兵制の施行後、北邊における膨大な駐屯部隊を扶養するために、唐朝がいかに試行錯誤しながら新たな財政システムを作り上げていったのかという點である。とくに第一章と第二章では、唐朝がさまざまな政策を補完させつつ、財政を運営している様子が詳細に分析される。安史の亂後のめまぐるしく政治状況が變化するなかで、唐朝がそれに對應して次々と手を打たなければならぬ事態にあったことも確かだが、最も大きな要因は、第二章の和羅政策で著者が指摘しているように、租庸調制から兩稅法へと直接稅の體系が變わり、收取のシステムもまた根本から變わってしまったことにある。そうした状況にあつて、唐朝が次々と財政政策を施行し、北邊の穀物自給體制を整備していく過程を、著者は分かりやすく論じており、高く評價したい。

本書の研究史上の意義としては以下の點が擧げられる。

第一に、著者はこれまでほとんど着目されてこなかった「北邊地域」の財政を取り上げ、度支の組織や業務内容の實態を解明した。従來、江淮など東南部の財政を統轄する鹽鐵轉運使については、戦前の鞠清遠氏や青山定雄氏、金井之忠氏以來の膨大な研究が積み重ねられ、その組織や業務内容がかなり明らかにされている。一方、西北部の度支については、多少の言及はあるものの、これを正面から検討したものは無かった。そうした中にあつて、

一九九六年初出の本書第三章は度支を主な考察対象とした最初の論考であつた。これに引き續いて出されたのが、本書第一章と第二章や李錦繡氏の大著『唐代財政史稿（下卷）』である。その結果、度支の組織やあつかう業務の實態が鹽鐵轉運使のそれらといささか異なるということが、より具體的な姿で浮き彫りにされたのである。

第二に、先述したような先行研究の傾向から、唐後半期の財政について、これまで江南經濟への依存が高いとされてきた。しかし、本書の第一章と第二章で西北部の經濟の實態が解明されたことにより、唐朝が關中地域の經濟振興を可能な限り模索し、王朝の足場を固めていこうとする姿勢がなお強く、そのために江南への經濟依存が相對的に小さかつたことが明らかとなり、序論で示された疑問に對する答えが導き出されている。そして、本書の成果により、ようやくにして唐後半期の財政について東南部と西をトータルに見る手がかりを得ることができ、唐代後半期の財政の東西分掌制とはどういうことなのか、あらためて考え直す必要が出てきたように思われる。特に著者が強調しているように、關中地域における穀物の現地自給體制が整備され、江淮への經濟的依存度がさほど大きくないとすれば、今後は東南部の經濟的位置づけや役割を見直さざるを得ないだろう。したがつて、本書は、唐代後半期の財政・經濟に關する従來の見解に再考をうながすものと評價できる。

こうした本書の成果を確かなものにしてゐるのは、著者の綿密で詳細な史料分析である。西北部の財政に關して、兩『唐書』や『資治通鑑』など編纂史料には、通史のあるいは分野別にまとま

った記述があるわけではない。むしろ断片的なものがほとんどいつてよいだろう。従来の研究がなかなか西北部を考察対象とすることができなかった要因には、そうした史料上の問題があると考えられる。しかし、著者は編纂史料だけでなく上奏文や墓誌なども丹念に読み解き、それらの内容を的確に把握することで、北邊財政の實態を呈示してみせた。すなわち、第一章と第二章では、陸贄の「請減京東水運收脚價於沿邊州鎮儲蓄軍糧事宜狀」を手がかりに、北邊地域の經濟を支える屯田や和羅の實態やそれぞれの役割を明らかにし、第三章では、錯綜する記録の中からおもに墓誌を活用して、度支管下の組織をさぐり出している。一方、第二章の和羅の史料について、著者は文獻に残されるような記録とはどういうものかという疑問を示し、そこから「廣く周邊の史料にも目配りをしなければなるまい」（五三頁）と述べ、和羅停止の命令、和羅未納の放免、官俸の一部の糶本供出、度支による糶本未拂の補填などの記事から、史料のない「空白時期」にも記録に残らない少額の和羅が實施されていたことを指摘した。この邊の史料のさばき方は實に見事というほかない。著者はこうした史料讀解と分析の上に、北邊における財政運營の實態をあざやかに描き出しているのである。

四

このような意義や特色を持つ本書であるが、その中で評者がいくつか気になった點を以下に述べることによって、書評の任を果たしたいと思う。

まず、著者は、北邊の穀物自給體制と度支の下部組織の整備を

「度支の北邊統治を支える二つの車輪」（九五頁）と位置づけている。本書では、前者が第二章、後者が第三章にあたる。ところが、第一章と第三章の内容はほとんどリンクしていない。両者が車の兩輪ならば、相互がどういった對應關係にあるのかを整理して提示すべきであろう。例えば、第三章は度支管下の組織が北邊で整備された過程を追った内容だが、諸司の職務分擔について述べた部分（一七頁～一八頁）で、そうした整理をやったほうがよかつたのではないか。というのも、著者は巡院・代北水運使・供軍使の職務が重複しており、その原因として、ポストを統廢合することの困難さという政治的な要因を挙げているが、やや説得力に缺ける。ここで、諸司の職務内容をあらためて確認すると次のようになる。

巡院：現地における和羅の價格豫備調査、就軍和羅の買上業務、不正監査

代北水運使（營田使を兼任）：河東・河北の和羅買上業務、上供穀物の代北への運搬、北邊における屯田業務、不正監査

供軍使：出動部隊への物資補給（食出界糧）、不正監査

これを見ると、ただちに職務が重複しそうなのは巡院と代北水運使であることがわかる。ただ、両者の職務内容が果たして重複するものなのか、むしろ京西北と代北で擔當區域の住み分けがされているのではないか、という推測も成り立つのである。このほかに、第一章を見れば、現地で軍糧の自給・調達を行うのは各道州であり、巡院と代北水運使、供軍使いずれもが各道州と協力しなければ、北邊の穀物自給體制が維持できないのはおのずと明らかとなる。したがって、第四章で夏綏節度使韓全義の「恨みを買

「ただだけ」の代北水運使裴琚が左遷されるのも、たんに背後に有力宦官がいるという「喧嘩の相手が悪かった」だけでなく、北邊財政の圓滑な運営に齟齬をきたすという要因もあったからであろう。このように、それまでの各章で度支による財政制度の運営實態がかなり明らかにされたにもかかわらず、第四章にはそれが反映されていない。それゆえに、問題の背景を追求しきれない箇所がいくつか見られる。

また、第四章については、貞元年間の財政政策のとらえ方にも疑問を感じた。評者も含めて従来の研究では、あまり徳宗期の貞元年間の財政政策について正面から取り上げてこなかったの思がある。その点、本書では、北邊防衛體制の基礎が形作られた時期でもあることから、かなり貞元年間前半の政策とそれに關わった韓滉・李泌・陸贄ら政治家を重視している。とりわけ、貞元二年（七八六）に江南から食糧を運搬し、藩鎮反亂の影響で途絶しがちだった漕運の復興を成功させた韓滉を高く評價している。しかしながら、貞元二年後半に出された財政政策が何もかも韓滉の影響力のもとで施行されたというのは、やや行き過ぎの感がある。少なくとも、一三五頁の①貞元二十年十月の折羅に關する史料に出てくる度支は、判度支の吉中孚であつてもおかしくはない。あるいは元琇だった可能性もある。というのも、『舊唐書』卷一二九・韓滉傳に、貞元二年十二月に韓滉によつて元琇の雷州司戸參軍への失脚という處分が下された時に、尙書左丞董晉は「去年關輔用兵し、時方に蝗旱なるも、『元』琇は國計を總べ、夙夜憂勤し、師旅に贍給するに、一賦を増さざるを以て、軍國皆濟わる。斯れ之を勞臣と謂うべきなり」と元琇を高く評價し、その處分に

抗議した。この中の「師旅に贍給するに、一賦を増さざるを以て、軍國皆濟わる」という部分が、折羅の記事に相當することも考えられるからである。ただ、一三六頁の②と③が韓滉の影響下による政策と見るのは、評者も同意見である。

それから、韓滉・李泌らと崔造・元琇らとの黨派的對立を示す史料として、『鄴侯家傳』のエピソードを用いるのはどうかと思う。先述したように、『舊唐書』卷一二九・韓滉傳によれば、元琇の雷州司戸參軍への失脚には韓滉の力が大きく預かつており、當時の朝廷内でもそのことへの批判が高まっていた。前出の董晉のほかにも、給事中の袁高も徳宗に元琇の無實を訴えたが、韓滉が朋黨の罪で誣告したため、くつがえらなかつたという。著者が本書の中で引用した『鄴侯家傳』の元琇による稅物橫流しの記事は、韓滉がこの時に誣告した内容を、韓滉と彼の後見役たる李泌のグループが自らの立場を辯護するために記録した可能性もある。司馬光が『資治通鑑』にこの史料を採用しなかつたのも、そうした考えからではないか。

だとしても、韓滉・李泌と崔造・元琇らとの對立の構圖は變わらない。では、彼らの對立點は何か。著者は韓滉・李泌との對立者として、崔造のほかにも楊炎と盧杞を挙げ、このうち楊炎と崔造の施政方針として二つの特色を示す。第一に、唐中期より次々に設置された令外の官たる使職を否定し、律令官制への回歸を目指したこと、第二に、北邊諸道に對して強硬姿勢で臨み、これらを中央の統制下に置こうとしたことである。確かに、第一の特色は當てはまると思われる。すなわち、宰相だった崔造は、貞元二年正月に六人の宰相によつて使職の職務を分擔させたが、そこには、

財政使職およびその業務を宰相統率下の律令官僚機構に置こうとする傾向がみられ、これは建中元年（七八〇）に財政使職の廢止を斷行した楊炎と同一の方針である。³⁾一方の韓滉はどうかと言え、財政使職を律令官制に屬させず、皇帝直轄の機關として宰相の掣肘を受けることなく、獨自に業務を擔當しようという立場であろう。では第二の特色はどうであろうか。實は、先述した貞元二年十月の折羅導入の記事に對する評者の見方が認められれば、こと北邊諸道に對する政策については、崔造・元琇らも韓滉・李泌らもほとんど同じ方針を持っていたことになる。すなわち、折羅・和羅・屯田などの制度を導入することで、北邊への軍糧政策はできる限り現地の北邊とその後方地域である關中地域で確保し、江淮からの上供への依存を少なくするということである。となると、貞元年間前半では、崔造・元琇も含めて黨派の違いに關わらず、北邊の復興に着手したと考えられる。

ところで、著者は、序章の中で北邊の軍事防衛體制がどのように構築されたかを、財政史と軍事史から検討すると述べ、本書の中でも「北邊防衛體制」という言葉が使われている。しかしながら、本書の研究は財政史と政治史であって、軍事史的研究の側面は稀薄であるといわざるを得ない。第四章で朔方軍と神策軍を考察した部分が、軍事史に近いのかもしれない。だが、著者は朔方軍と神策軍の變遷をもっぱら人事面から論述し、軍事的な側面から検討していない。本書一四七頁にある關内道内の神策軍の分佈圖を見れば、神策軍が長安周邊に多く設置されると同時に、邊境地域へも周到に配置されていることが見て取れる。これに邊軍の設置場所や輸送ルートなどを重ね合わせれば、神策軍の軍事戰略

上の役割ももう少し明らかにしたのではないか。

以上、本書について氣付いた點を擧げてきた。専ら評者の關心に基づいて述べたため、論じ残した問題も少なくなくなる。また、丸橋氏の意圖を十分に理解せず、誤讀した箇所もあるのではないかと恐れている。そのような點があれば、著者ならびに讀者のご海容を乞う次第である。

註

(1) 拙稿「書評・新刊紹介 丸橋充拓著『唐代北邊財政の研究』」（『唐代史研究』第一〇號 二〇〇七年）。

(2) 李錦繡『唐代財政史稿（下卷）』（北京 北京大學出版社 二〇〇一年）。

(3) 財政使職と宰相との關係については、李氏前掲書、および拙稿「安史の亂後の財政體制と中央集權について―建中元年の財政使職廢止をめぐって―」（『史學雜誌』一一〇編 十一號 二〇〇一年）、同「元和年間における財政の地方分掌制の再編」（『比較文化論叢』十四號 二〇〇四年）などを参照。

二〇〇六年五月 東京 岩波書店
A 五判 ix+二〇七+四頁 七八〇〇圓